

社会福祉法人森友会 定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (1) 保育所の経営
- (2) 幼保連携型認定こども園の経営
- (3) 一時預かり事業の経営
- (4) 障害児通所支援事業の経営
- (5) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人森友会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県大分市顕徳町二丁目2番41号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員は、必ず出席し、賛成していなければならない。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事又は監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会で別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員及び会計監査人の責任の免除)

第 23 条 理事若しくは監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要があると認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算

- (2) 基本財産の処分
 - (3) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）建物

- ① 大分県大分市花江川164番地、165番地1所在の鉄骨造スレート葺2階建幼保連携型認定こども園よいの森こども園園舎 702.55㎡
- ② 東京都中野区江古田四丁目1672番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建なかよしの森保育園園舎 849.72㎡
- ③ 東京都国分寺市高木町一丁目22番地41、20番地17、22番地42所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建ともだちの森保育園園舎 689.16㎡
- ④ 東京都小平市小川町一丁目3004番地5、3004番地4、3004番地10、3004番地11所在の鉄骨造陸屋根3階建たのしい森保育園園舎 511.03㎡
- ⑤ 福岡県福岡市西区橋本二丁目1197番地1、1197番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建幼保連携型認定こども園ゆめの森こども園園舎 819.84㎡
- ⑥ 東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目17番地18所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建えがおの森保育園園舎 714.51㎡
- ⑦ 東京都小平市鈴木町一丁目463番地1所在の鉄骨造陸屋根3階建やさしい森保育園園舎 655.11㎡
- ⑧ 東京都国分寺市東恋ヶ窪5丁目22番地11、8番地11所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建こもれびの森保育園園舎 673.23㎡
- ⑨ 福岡県福岡市東区松島三丁目1区15番地2所在の鉄骨造陸屋根3階建保育所型認定こども園きぼうの森こども園園舎 710.03㎡
- ⑩ 東京都国分寺市富士本一丁目2番地16所在の鉄骨造陸屋根3階建ひだまりの森園園舎 608.70㎡
- ⑪ 東京都小平市鈴木町二丁目147番地11、147番地10所在の鉄骨造陸屋根2階建うれしい森保育園園舎 594.50㎡
- ⑫ 福岡県福岡市東区原田四丁目108番地4所在の鉄骨造陸屋根3階建保育所型認定こども園みらいの森こども園園舎 751.21㎡
- ⑬ 東京都小平市学園西町二丁目1593番地18所在の鉄骨造陸屋根3階建ふれあいの森保育園園舎 532.98㎡

- ⑭ 東京都立川市錦町三丁目 1 番地 4 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建ほほえみの森保育園園舎 352.59 m²
- ⑮ 東京都立川市上砂町五丁目 85 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建きらめきの森保育園園舎 573.84 m²
- ⑯ 大分県大分市顕徳町二丁目 3055 番地 1、3054 番地の鉄骨造陸屋根 3 階建保育所型認定こども園かがやきの森こども園園舎 754.35 m²
- ⑰ 大分県大分市横尾東町三丁目 288 番地所在の鉄骨造陸屋根 2 階建保育所型認定こども園こころの森こども園園舎 599.04 m²
- ⑱ 東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 11 番地 4、11 番地 20 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建あそびの森保育園園舎 599.2 m²
- ⑲ 東京都狛江市市元和泉一丁目 2250 番地、2253 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建いずみの森保育園園舎 595.32 m²
- ⑳ 東京都小平市花小金井南町一丁目 949 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建しあわせの森保育園園舎 554.6 m²
- ㉑ 福岡県福岡市城南区七隈七丁目 79 番地 15、80 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建保育所型認定こども園ひかりの森こども園園舎 681.88 m²
- ㉒ 東京都国分寺市本町四丁目 2823 番地 41 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建あしたの森保育園園舎 618.46 m²
- ㉓ 東京都小平市鈴木町二丁目 865 番地 8 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建すこやかな森保育園園舎 499.14 m²
- ㉔ 東京都小金井市緑町三丁目 2913 番地 14、2913 番地 9、2913 番地 23 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建げんきな森保育園園舎 651.24 m²
- ㉕ 兵庫県明石市魚住町清水字井桶田 2143 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建幼保連携型認定こども園あかつきの森こども園園舎 982.8 m²
- ㉖ 大分県大分市大字下郡宇知サ畑 3483 番地 5 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建おだやかな森保育園園舎 646.78 m²
- ㉗ 東京都国分寺市光町二丁目 15 番地 3、15 番地 4 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建じゆうな森保育園園舎 395.62 m²
- ㉘ 兵庫県尼崎市富松町三丁目 1493 番地、1492 番地所在の鉄骨造陸屋根 3 階建あかるい森保育園園舎 704.27 m²
- ㉙ 大分県大分市花江川 165 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建幼保連携型認定こども園よいこの森こども園 97.5 m²

(2) 土地

- ① 大分県大分市花江川 164 番所在の幼保連携型認定こども園よいこの森こども園敷地 493.15 m²
- ② 大分県大分市花江川 165 番 1 所在の幼保連携型認定こども園よいこの森こども園敷地 231.00 m²
- ③ 大分県大分市花江川 165 番 2 所在の幼保連携型認定こども園よいこの森こども園敷地 263.58 m²
- ④ 東京都小平市小川町一丁目 3004 番 4 所在のたのしい森保育園敷地 130.50 m²
- ⑤ 東京都小平市小川町一丁目 3004 番 5 所在のたのしい森保育園敷地 130.49 m²
- ⑥ 東京都小平市小川町一丁目 3004 番 10 所在のたのしい森保育園敷地 130.51 m²

- ⑦ 東京都小平市小川町一丁目 3004 番 11 所在のたのしい森保育園敷地 130.50 m²
 - ⑧ 東京都小平市学園西町二丁目 1593 番 18 所在のふれあいの森保育園敷地 304 m²
 - ⑨ 東京都小平市学園西町二丁目 1593 番 19 所在のふれあいの森保育園敷地 26 m²
 - ⑩ 大分県大分市顕徳町二丁目 3054 番所在の保育所型認定こども園かがやきの森こども園敷地 575.20 m²
 - ⑪ 大分県大分市顕徳町二丁目 3055 番 1 所在の保育所型認定こども園かがやきの森こども園敷地 585.12 m²
 - ⑫ 大分県大分市横尾東町三丁目 288 番所在の保育所型認定こども園こころの森こども園敷地 874.30 m²
 - ⑬ 兵庫県明石市魚住町清水字井桶田 2143 番 1 所在の幼保連携型認定こども園あかつきの森こども園敷地 1770 m²
 - ⑭ 大分県大分市花江川 176 番所在の幼保連携型認定こども園よいこの森こども園敷地 876 m²
 - ⑮ 大分県大分市大字下郡字加サ畑 3483 番 5 所在のおだやかな森保育園敷地 496.46 m²
 - ⑯ 大分県大分市大字下郡字出口 3037 番 4 所在のおだやかな森保育園敷地 384.05 m²
 - ⑰ 大分県大分市横尾東町三丁目 274 番所在の保育所型認定こども園こころの森こども園の園庭及び駐車場 226.61 m²
 - ⑱ 福岡県福岡市東区原田四丁目 108 番 4 所在の保育所型認定こども園みらいの森こども園敷地 996 m²
 - ⑲ 福岡県福岡市東区原田四丁目 108 番 7 所在の保育所型認定こども園みらいの森こども園敷地 327.98 m²
 - ⑳ 兵庫県尼崎市潮江四丁目 3 番 2 所在のもえぎの森保育園敷地 928.34 m²
 - ㉑ 兵庫県尼崎市潮江四丁目 3 番 4 所在のもえぎの森保育園敷地 228.67 m²
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、大分県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大分県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経

て、株式に換えて保管することができる。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 33 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 37 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第七章 解散及び合併

(解散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 40 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、大分県知事の認可を受けなければならない。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第 41 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大分県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大分県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、社会福祉法人森友会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	立山	弘子
理 事	立山	和子
理 事	東光	爾英
理 事	大在	淳空
理 事	姫野	文雄
理 事	狭間	健二
理 事	小野	秀幸

監 事 池邊 幸雄
監 事 藤音 浄明

附 則

この定款は、平成 13 年 1 月 24 日（大分市指令第 1908 号）社会福祉法人森友会設立認可により施行する。

附 則

平成 23 年 3 月 23 日（九厚発 0323 第 39 号）
所轄庁変更に伴う定款変更

附 則

平成 25 年 5 月 18 日 基本財産の増加（理事会決議）

附 則

平成 27 年 1 月 17 日 基本財産の増加（理事会決議）

附 則

平成 28 年 5 月 25 日 基本財産の増加（理事会決議）

附 則

平成 28 年 7 月 14 日 基本財産の増加（理事会決議）

附 則

平成 29 年 1 月 27 日 （大分県指令こ未来第 22 号）
社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）に伴う変更認可
法人目的に幼保連携型認定こども園の経営及び一時預かり事業の経営を追加
基本財産中、共有持分を削除
この定款は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する。ただし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）に伴う変更認可部分は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 29 年 1 月 28 日 基本財産の増加（理事会決議）

附 則

平成 29 年 3 月 17 日 基本財産の増加（理事会決議）

附 則

平成 30 年 3 月 15 日 事務所の所在地変更及び基本財産の増加（評議員会決議）

附 則

平成 30 年 6 月 15 日 基本財産の増加（評議員会決議）

附 則

令和元年 6 月 19 日 基本財産の増加(評議員会決議)

附 則

令和 2 年 8 月 24 日 (大分県指令こ未来第 21 号)

会計監査人に関する定めを追加

附 則

令和 2 年 8 月 28 日 基本財産の増加(評議員会決議)

附 則

令和 3 年 10 月 1 日 基本財産の増加(評議員会決議)

附 則

令和 4 年 6 月 29 日 基本財産の増加(評議員会決議)

附 則

令和 5 年 1 月 27 日 施設名称の前に認定こども園の施設種別を付加、及び基本財産の増加(評議員会決議)

附 則

令和 5 年 3 月 22 日 基本財産の増加(評議員会決議)

附 則

令和 5 年 6 月 29 日 施設名称の前に認定こども園の施設種別を付加、及び基本財産の増加(評議員会決議)

附 則

令和 5 年 7 月 6 日 (大分県指令こ未来第 1 号)

法人目的に障害児通所支援事業の経営及び障害児相談支援事業の経営を追加